

上尾運動公園利用料金表

令和4年4月1日(単位:円)

()内学生料金 ◎個人利用

陸上競技場・補助陸上競技場

利用区分	1時間	半日 8:30~12:30 13:00~17:00	1日 8:30~17:00	県外・1時間	県外・半日 8:30~12:30 13:00~17:00	県外・1日 8:30~17:00
陸上競技場	3,580 (1,790)	14,330 (7,160) ◎個人4H 210 (100)	28,660 (14,320)	5,370 (2,680)	21,500 (10,750) ◎個人4H 310 (150)	43,000 (21,500)
補助陸上競技場	750 (370)	2,760 (1,380)	5,400 (2,700)	1,130 (560)	4,140 (2,070)	8,100 (4,050)

※陸上競技場の1時間料金は、半日又は1日の利用時間の前1時間とし、公園管理事務所長が認めた場合とする。

陸上競技場集会室等

利用区分	2時間以内 8:30~12:30 13:00~17:00	半日 8:30~12:30 13:00~17:00	1日 8:30~17:00	県外・2時間以内 8:30~12:30 13:00~17:00	県外・半日 8:30~12:30 13:00~17:00	県外・1日 8:30~17:00
第1集会室	420 (210)	840 (420)	1,680 (840)	630 (310)	1,260 (630)	2,520 (1,260)
第2・3・5集会室	420 (210)	840 (420)	1,680 (840)	630 (310)	1,260 (630)	2,520 (1,260)
第4集会室	630 (310)	1,250 (620)	2,410 (1,200)	950 (470)	1,880 (940)	3,620 (1,810)
第6集会室	1,050 (520)	2,100 (1,050)	4,190 (2,090)	1,580 (790)	3,150 (1,570)	6,290 (3,140)
放送施設	1,360 (680)	2,620 (1,310)	5,240 (2,620)	2,040 (1,020)	3,930 (1,960)	7,860 (3,920)
シャワー室	1,050 (520)	1,880 (940)	3,670 (1,830)	1,580 (790)	2,820 (1,410)	5,510 (2,750)

※陸上競技場の利用に付随して第1集会室を使用する場合は、表の金額にかかわらず無料とする。

体育館 (全館コート3面)

利用区分	1時間 8:30~17:30	1時間 17:30~20:30	体育を目的としない催物等 8:30~17:30	体育を目的としない催物等 17:30~20:30	県外 8:30~17:30	県外 17:30~20:30	県外・体育を目的としない催物等 8:30~17:30	県外・体育を目的としない催物等 17:30~20:30
全面	4,190 (2,090)	4,720 (2,360)	6,270	7,070	6,290 (3,140)	7,080 (3,540)	9,410	10,610
1面	1,470 (730)	1,680 (840)	2,200	2,520	2,210 (1,100)	2,520 (1,260)	3,300	3,780

※体育館の利用料金には照明代を含む。

体育館集会室等

利用区分	1時間 8:30~17:30	1時間 17:30~20:30	1時間 8:30~20:30 (体育館利用時)	県外・1時間 8:30~17:30	県外・1時間 17:30~20:30	県外・1時間 8:30~20:30 (体育館利用時)
集会室	320 (160)	390 (190)	—	480 (240)	590 (290)	—
放送施設	650 (320)	840 (420)	—	980 (490)	1,260 (630)	—
電光掲示板	650 (320)	840 (420)	—	980 (490)	1,260 (630)	—
シャワー室	—	—	470 (230)	—	—	710 (350)

テニスコート

利用区分	2時間 8:30~10:30 10:30~12:30 12:30~14:30 14:30~16:30	4時間 8:30~12:30 10:30~14:30 12:30~16:30	県外・2時間 8:30~10:30 10:30~12:30 12:30~14:30 14:30~16:30	県外・4時間 8:30~12:30 10:30~14:30 12:30~16:30
1面	950 (470)	1,780 (890)	1,430 (710)	2,670 (1,330)

※国又は地方公共団体(学校は除く)が主催する事業の場合は無料。 ※国又は地方公共団体(学校は除く)が共催する事業の場合は半額。

※学校教育法にいう学校(大学、専修学校は除く)、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は、学生料金を適用する。

※「学生」とは小学生・中学生及び高校生をいう。

※利用時間には、準備に関する時間及び利用後に原状回復に要する時間を含むものとする。

※陸上競技場の利用に付随して第1集会室を使用する場合は、表の金額にかかわらず無料とする。

※表の金額を用いて算出した金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

※テニスの4時間料金は同一コートで4時間連続利用の場合のみ適用とする。